

大分県競技力向上対策本部事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県競技力向上対策本部長（以下「本部長」という。）は、第63回国民体育大会において得た競技力向上対策の成果を継承し、全国トップレベルの成績を継続して収めるため、公益財団法人大分県スポーツ協会に加盟する競技団体、及び、本部長が指定した体育団体・企業・学校等が行う大分県の競技力向上を図るための事業に要する経費に対し、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 本部長は、別表に定める補助対象事業（以下「補助事業」という。）のうち補助対象経費に係るものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、本部長が別に定める日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、本部長が必要と認める書類

(交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（本部長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、補助金変更承認申請書（第2号様式）を本部長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、本部長の承認を受けること。
 - (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - (5) その他、この要綱の定めに従うこと。
- 2 前項の（1）の規定による本部長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。また、補助金変更承認申請書による変更については補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により承認する。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 補助金の交付申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、本部長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を本部長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告は、事業実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月5日のいずれか早い期日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他、本部長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(決定の取消し)

第11条 本部長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 第2条に定める事業以外の用途に使用されたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 本部長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 本部長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成15年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。